

文化審議会第4期博物館部会（第2回）

令和4年6月28日

【島谷部会長】 それでは、定刻となりましたので、第4期第2回の博物館部会を開催いたします。御多忙のところ、お集まりいただきありがとうございます。

本日は、全員の出席ということで進めたいと思います。

それでは、まず、本日もオンラインでの会議となりますので、改めてオンライン会議の注意事項について、事務局から説明をしてください。

【三木補佐】 事務局でございます。

前回同様でございますけれども、まずオンライン会議でございますので、発言するときを除き、参加者の皆様は常時ミュートにさせていただくようお願いいたします。

カメラは今、オンにさせていただいておりますが、特段の不都合ない限りはオンにさせていただければと思っております。

御発言がある場合には、Zoomの挙手ボタンを押していただくか、お名前と御発言の旨をおっしゃっていただき、部会長からの指名を待つていただくようお願いいたします。

そして、議事録を今回作成するため速記者に入っておりますので、発言する際はお名前から発言いただけますとありがたく存じます。

それから、何かトラブルが発生したときには、お電話等々事務局にいただければ対応させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

なお、本日、太下先生からは、少し接続状況がよろしくないということで、まず画面はオフにさせていただいているのと、あらかじめ御意見を賜っておりますので、事務局から代読する場面がありますということをあらかじめ申し上げておきます。

事務局からは以上でございます。

【島谷部会長】 続いて、議事に先立ち、文化庁次長から一言いただければと思います。よろしくをお願いいたします。

【杉浦次長】 失礼いたします。次長の杉浦でございます。委員の皆様方におかれましては、御多忙の中、文化審議会博物館部会への御出席を賜り、誠にありがとうございます。議事に先立ちまして、一言御挨拶を申し上げたいと思います。

先月の第1回の部会では、登録基準の考え方などにつきまして御議論を頂いたところで

ございます。このたびの博物館法の改正を踏まえ、新たな博物館制度を円滑にスタートさせることができますよう、文化庁といたしましても、様々な準備に取り組んでいるところでございます。本日も、来年度の改正法の施行に向けまして、重要な論点について御議論を頂戴したいと考えております。

まず第1点は今回の改正によりまして、博物館の業務に資料のデジタル・アーカイブ化が加わったことを踏まえまして、今後、デジタル化をどのように進めていくかという論点がございます。社会全体のデジタル化が著しく進展する中で、また、依然として影響が続く新型コロナウイルス感染症の経験も踏まえまして、博物館におけるデジタル的な取組はますますその重要性を増してくるものと考えております。この推進方策について御議論を頂戴したいと考えております。

次に、法改正に係る国会審議でも色々な議論が出てきたところでございますが、全国の博物館を新たな登録指定制度の中に取り込んでいくためのインセンティブの設定、これが極めて重要な論点となつてございます。また、博物館を支える、専門性を支える学芸員の皆様の人員配置や処遇等々につきましても色々な御議論がありまして、これも今後、中長期的に見てどのようにしていくかといった問題もございます。様々な議論が国会で頂戴されたところでございますので、こうした議論につきましても、これからまた新しい目で、将来に向かってどのようにしていくのかを考えていく必要がございます。

法律上の位置づけを持つことの意義をより大きなものとするためにも、それからブランド的価値の構築とか、国民に広くこの制度を知っていただくことも重要ですので、登録指定制度を今後しっかりと発展させていくためにどのようなことができるか、そして究極的には全国の博物館がしっかりと活動できるようにしていく、その方向もしっかりと築いていく必要があると思っております。

そして、この登録指定を受けた博物館が地域や社会に親しまれて、また、博物館ならではの価値をもたらし、その地位を更に高めていくこと、博物館の活動自体も更に重視していくという好循環が期待できる、このように考えております。

本日は、このような点につきまして、委員の皆様から御意見を頂戴したいと思いますので、活発な御議論をどうかよろしく願いいたします。

【島谷部会長】 どうもありがとうございました。

それでは、早速議事に入ります。前回、先月行われた第1回の部会では、新たな登録制度の施行に向けた基準の考え方や、制度を運用する際の留意事項について議論をいたしま

した。これを踏まえた資料の修正については、本日の資料中、参考資料 9 に示していますので、最初に申し上げます。

本日も、新たな博物館制度の施行に向けた準備として、2 点の議題について御議論を頂きます。まず、このたびの法改正により、博物館の業務に、博物館資料の電磁的記録を作成し、公開することが加わったことを踏まえ、今後の博物館資料デジタル・アーカイブ化の進め方について議題としたいと思います。

最初に事務局から、この法改正の趣旨や現状について説明を受け、今後の政府や各機関の取組に当たり留意すべき点について、委員の皆様から御意見を頂きたいと思います。併せて前回少し議論になりましたが、デジタル資料を展示する博物館の取扱いについても議論を進めたいと思います。

それでは、事務局から資料 1 及び資料 2 について説明をお願いいたします。

【三木補佐】 事務局でございます。資料の 1、通し番号、通しページでいうと 2 ページを御覧いただくようお願いいたします。

部会長から御紹介いただきましたとおり、今回の法改正、博物館法の改正によりまして、博物館が行う事業の中に、博物館資料に係る電磁的記録を作成し、公開すること。これは資料中、破線で囲んだ部分の赤字のところ、博物館の事業というふうに列挙されている中にこれが加わったということになってございます。私ども国会等々で説明する中で、この博物館資料に係る電磁的記録の作成・公開、どういう意義があるのかということをお説明する中で、その下、(1) のところに示しておりますが、3 点、主に申し上げてきたことがございます。

1 つにはまず、博物館の資料を電磁化することによって、情報の保存と体系化に資するだろうということ。これは実物資料を電磁的に記録していくことによって、それ自身の保存と、あと電磁化するという作業の際に一度整理が入りますので、この資料の体系化に資するであろうということでございます。

2 点目は、博物館の資料や博物館の調査研究の成果、それら一帯に利用者がアクセスしやすくなる。つまり、博物館資料や博物館資料の情報の公共化に資する点があるだろうということでございます。

3 点目は、公共化された、公開された資料・情報を研究者の方、あるいはクリエイターの方、そのような方が創造的な活動にこれを生かしていただくことが考えられるだろうということでございます。すなわち、資料を持つ博物館自身にとっても、博物館資料を利用

する利用者にとっても、あるいは、もう一歩進んで研究者やクリエイターにとっても、三者三向けのそれぞれの利点があるものと考えております。

そして、次長からもありましたけれども、コロナウイルス感染症の経験の中では、物理的な対応がどうしても制約される、そういう環境の中で、デジタル的な手法というのが有効であり、必要であると、こういう認識が皆さんの中に広がってきたということも、デジタル化の意義・必要性として認識したところでございます。

資料を1枚めくっていただきまして、こうした博物館の事業の追加を国会で議論する中では、様々私どもとしても答弁をさせていただきまして、先ほど申し上げたように様々な面から意義が深いということ、そして、コロナ禍の中で、深く各関係者にとってデジタル化の有用性・必要性が認識されたということ。

そして、3点目、示しておりますのは、これは文部科学大臣から答弁をした点でございますが、まさにデジタルライゼーションの時代に生きている我々にとって、デジタル化、資料のアーカイブ化ということが使命となっているんだと、こういう認識を私どもとして持っているところでございます。

こういったことを総合的に考えますと、デジタル・アーカイブ化のメリットといたしましては、その下に記載ありますように、まず第1に、この資料、情報の共有、分かち合いというところが一番重要になってくるだろうというふうに思っております。これによって、広く国民の学習活動や文化芸術活動に活用することができる、これが1点まず最も重要な点と考えております。

そして、博物館の情報が公開されれば、博物館同士のネットワークが形成されることに役立ったり、あるいは、博物館が自分の管理している資料をデジタル的に情報管理しておくことによって、例えば、万が一災害等が起きて博物館が被害を受けたときにも、自分たちの持っていた資料が何なのかという情報がすぐに出せれば、復旧に向けての最初のスタートポイントになるだろうと、こういう指摘も一方にございます。

このような博物館資料のデジタル・アーカイブ化のメリットや取組の重要性については、この4月に改正法についてお知らせをしました私どもの通知の中でも、各自治体や博物館の皆様にお知らせを申し上げているところでございます。

そして、もう一枚めくっていただきまして、実態、現状についてお示しをしておりますが、申し上げてきたように、博物館資料のデジタル・アーカイブ化は極めて重要な、多面的な意義があるものでございますけれども、その進め方、実態について、私ども文化庁の

調査や日本博物館協会様の調査の結果を見ますと、なかなか実態として進んできていない部分があるというのも事実になってございます。例えば、デジタル・アーカイブの実施をしている、検討している、実施予定でない、それぞれ見ますと、実施していると検討しているが合わせて半分ぐらい、実施予定がないというところも半分ぐらいあると。現に実施しているところに対して聞いた調査の中でも、例えば、専門的な人員の不在だったり、あるいはデジタル化をするところまでは進むけれども、なかなか公開するということになかなかコストがあると、こういうような声が聞こえてきてございます。

博物館自身が自らの課題として捉えていることについて聞いた調査の中では、例えば、8割ぐらいの館がICTを利用した新しい展示方法の導入、ウェブサイトでの資料・情報公開、7割ぐらいの館が資料や資料目録のデジタル化、こういうものが課題になっているというふうに回答いただいております。

このような意義と現状を総合的に鑑みますれば、極めて意義深いデジタル・アーカイブ化について、依然として取組は不十分な部分があることは事実でありまして、政府といたしましてもこれを積極的に後押しし、各博物館におかれましても、この重要性を十分に認識していただいて、積極的に取組を進めていただく必要がある、このように認識をしているところでございます。

そして、(3)からは、今後はどのように進めていくかということでございますが、まず財政面での支援といたしまして、政府においては、既に特色ある博物館の取組を支援するための予算事業を毎年行っており、その中にデジタル・アーカイブ化の取組に対する支援を1つのメニューとして用意をしているところでございます。ただこれ、来年以降新しい業務、法律上の業務として、博物館の事業にデジタル・アーカイブ化というのが加わっていくことも踏まえまして、更に充実を進めていく必要があるだろうと文化庁としては考えております。

こういったものを進めていくときに、併せて自治体や各館、あるいは施策を進める我々として留意しておかなければいけない点として、幾つかお示しをさせていただきます。

まず、最初に掲げられるべき点といたしましては、博物館資料をデジタル・アーカイブ化するということが、決して現物の資料を代替するものではないという点でございます。これはユネスコの勧告等々でも採択をされている部分でございますので、委員の皆様御案内のとおりかとは思いますが、資料を電子化したからといって、現物資料を処分していいわけではないと、この点は明確に申し上げておく必要があるだろうと考えております。

そして、デジタル化ということと公開ということはまさに両輪でありまして、デジタル化の本旨が情報や資料の分かち合いという点にあることを考えれば、公開を進めていくこと、これがもう一方において重要であるということ掲げるべきだろうと思っております。

もう1枚めくっていただきますと、デジタル化というものを進めるときに、博物館の分野に限らず、結局、デジタル化が目指すべきゴールといたしましては、情報、メタデータの標準化や共通化を図っていくと。そして、館同士でやり取りをしたり、共通的な横串の検索ができるようにしたり、こういうことが最終的なゴールとして目指されるであろうと認識しておりますので、博物館におけるデジタル・アーカイブ化においても、最終的にはそうあることが望ましいというふうには考えてはおりますが、御案内のとおり各館において、規模だったり状況、扱う資料の性質はそれぞれ異なりますので、今、直ちに一律の水準、ここまでのことをデジタル化してくださいということを上上げる状況にはないのかなと思っております。

それから、もう1点、これは文化庁の中でも整理をしなければいけないことですが、デジタル・アーカイブ化を進めるに当たっては、著作権の権利処理の部分が大きな課題になっているということは、たくさん声として伺うところでございます。ですので、知的財産の取扱いについて各館が安心していただけるように、我々として、この取扱いを分かりやすく整理して発信していくことが必要であろうと考えております。

それから、次のポイントですが、本日、参考資料の7番で、学習指導要領の抜粋をお配りしております。今般、小中学校の学習指導要領の大きな柱としては、社会に開かれた教育課程ということで、学校の中だけではなくて、地域に存在する教育資源を生かしていく、こういうことが大きな柱に掲げられているところでございまして、その中でも博物館というのは、実は繰り返し多数の教科の中で出てくるところがございまして、そしてもう一方、小中学校では今、1人1台端末、タブレットの配布というのが進んでおりまして、学校教育のデジタル化も一方において進んでいるところでございます。

こう考えますと、学校教育のデジタル化に合わせて、例えば博物館資料をデジタル化した情報・資料というものをタブレットにお送りして、学校教育とあいまって、その効果を相乗的に増加させていく、こういうことも期待できるのではないかと考えております。

それから、もう1点、最終的には、先ほど申し上げたように、情報を分かち合う、資料を分かち合うというところに重点が置かれているとするならば、各館それぞれが公開するというのをもう一歩進めまして、様々なデータのプラットフォーム、例えばジャパンサ

一チですとか、文化庁がやっております文化遺産オンライン、美術品で言えばアートプラットフォームジャパンというのを新しく始めておりますけれども、こういったプラットフォームにつなげていただくと、こういうことがもう一方で重要であろうと考えております。

(4) に次にお示しをしておりますのは、これまでお話を申し上げたのは、博物館資料や、博物館の持っている情報のデジタル化ということをごさいましたけれども、それと同様に、博物館の活動自体の DX、デジタル化ということも重要な点として求められてくるであろうということをごさいます。社会全体がデジタル化していく中で、博物館の業務、例えばチケットのもぎりから始まり内部管理事務、様々な情報の管理、そういったものも含めまして、博物館自身をデジタル化していくということも、一方において進めていかなければならないというふうに認識をしているところでございます。

説明が長くなっておりまして恐縮ですが、資料のその次の3ページは、先ほど申し上げたユネスコの勧告の文書を抜粋しておりますので、議論に役立てていただければと思います。

なるべく短く申し上げますが、資料2にお示しをしておりますのは、このように博物館資料のデジタル化の意義というのが深いというふうな議論を進めていきますと、1つ突き当たってくる問題といたしまして、デジタル化した資料を展示する博物館、言わばデジタル博物館というようなものをどう取り扱っていくのか、これを議論しなければいけないというふうに考えております。

その背景といたしましては、(1) にございますように、今日、我が国の状況、各地方の状況を踏まえれば、特に小規模な自治体等におきましては、財政上の理由から、博物館の老朽化への対応でしたり、あるいは市町村合併に対応して新しい館を建てなければいけないという状況、こういう場合にも、なかなか物を建てたり人を確保したり、そういうことが困難であるという状況が散見されておりますし、今後もそういった状況は見られてくるだろうと予想されております。

こういう場合に、博物館を一切やらない、一切廃止するというふうな判断がされた場合には、当然博物館資料にアクセスができなくなりますし、貴重な資料の保管が続かなくなってしまう。あるいは、学芸員の配置、雇用にも悪影響が出てくる、こういうことが懸念されてまいります。一方において、仮に物理的な館がないとしても、デジタル的な対応ということが有効であるということは、このコロナ禍の中で、経験として見られたところで

ございます。

この両者のことを考えれば、各自治体の判断といたしまして、デジタル的な展示を中核として、それ以外の様々な活動、博物館的な機能を維持していくと、こういう判断をする自治体も、中には見られてくるだろうというふうに予想されるところでありますが、それであったとしても、現状、博物館制度上は、物理的な展示を前提としているように解釈される部分がありますので、その前提の中で、デジタル的な展示は博物館として制度的に担保しないということになってしまいますと、自治体の判断によっては、そこがなかなか続かないというふうになってしまうことも懸念されるわけでございます。

ですので、私どもといたしましては、このデジタル的な活動を中核とする博物館が一定の条件を満たす場合には、むしろ博物館制度の中に入れ込むことによって、博物館としての機能を守ることができるのではないかと、こういうふうに考えているところでございます。

では、その一定の条件というのはどういうものが考えられるのかといいますと、まず、博物館の資料の展示というのは、単にデータベースとして羅列すればいいというものではなく、教育的な配慮をもってきちんと、例えば時代区分、性質の部分をもって展示していくということが求められるだろうという点でございます。そして、学芸員が資料の内容に関する問合せ等に対応すると、こういう体制も必要であろうと考えられます。

次のページになりますけれども、要は物理的な展示とデジタル的な展示、この展示の部分だけが違うのであって、ほかの様々な活動、つまり、実物資料の収集・保管、調査研究業、利用者への解説等の対応は、実物の館と同様に対応されているということが要件としては求められるべきと考えております。そして、実物へのアクセスというのも、例えば収蔵庫の公開日の設定など、こういうものによって確保されると、こういうことが期待されるわけでございます。

実際にこういったデジタル的な活動をしているケースといたしまして、千葉県の大網白里市が平成30年から設置・運営しているデジタル博物館では、学校との連携なんかを重点的にやっておられまして、こういうケースがこれからも出てくるのが想定されると考えております。

それともう1点議題になりますのは、登録博物館の要件として法定されております、1年を通じて150日以上開館することと、この要件をどう考えるのか、これがもう1点のポイントになってまいります。これまでなかなか開館という要件についてどう考えるのかと

いう議論が十分されてきたわけではございませんでした。今の社会状況等々を踏まえれば、単にドアが開いて人が入れるかどうか、これだけをもって開館と考えるのではなく、ここに1、2、3、4お示ししておりますような、博物館が外に向かって活動しているような日、こういうものを積み上げて150日カウントしていく、こういう考え方もあり得るのではないかと考えております。そうしますと、このような会館の考え方については、例えば、豪雪地帯にあって冬季はなかなか物理的な開館ができない博物館というものも取り込んでいく、そのための一助になるのではないかとというふうに思っております。

このようなデジタル的な博物館の捉え方、私どもとしてはこれを取り込むことによって、むしろ博物館を守ることができるのではないかと考えているわけではございますが、留意事項も同様にあると考えておまして、まず、決してこれは博物館がデジタルでいいということをお示ししているものではございませんので、博物館の物理的な閉鎖をかえって促すようなものと受け止められてはいけませんし、登録の基準が実質的に緩和されていく、こういうふうに受け止められてもいけません。私どもが各自治体ですとか博物館にお知らせをするときには、こういった部分に留意する必要があるだろうと考えております。

そして、もう1点一番大きなところとしては、このデジタル的な博物館を仮に博物館の中に認めるとしても、それは決してデジタルのままですとっていいということではないわけではなく、これからの博物館がリアルなものとデジタルなもの両輪で進んでいく、これが求められるのであれば、まずはデジタルからスタートした博物館が、地域住民の信頼や自治体からの支援の必要性、こういうものの認識が高まっていくことによって、やっぱりリアルな博物館も必要だねと、こういう議論につながっていく、これが目指すべき姿として前提にあると、こういう理解の下で認めていく。こういったことを留意して、デジタルの博物館というものを取り扱っていく必要があるのではないかと、このように考えております。

長くなりましたが、以上でございます。

【島谷部会長】 どうもありがとうございました。

それでは、説明のありました博物館におけるデジタル・アーカイブ化の推進の考え方や、デジタル資料を展示する館の取扱い、開館日数の捉え方等につきまして、御質問や御意見があればお願いをいたします。

どなたからでも結構ですので。すぐはないようでしたら、太下委員から意見が出ておりますので、まずそれを取っかかりにして進めたいと思いますので、事務局、お願いいたし

ます。

【三木補佐】 事務局、失礼いたします。

太下先生から事前に頂いている御意見といたしまして、まず、最初のデジタル・アーカイブ化のメリットという部分で2点頂いております。恐れ入りますが、そのまま読み上げさせていただきます。

まず、1点目です。従来の美術館・博物館の活動において、研究活動が不可欠かつ基本的な役割を担っていることは言うまでもないことである。そして、これらの収蔵品がデジタル・アーカイブ化されることによって、デジタルヒューマニティーズ、すなわちデジタル人文学が進展することが期待される。このデジタルヒューマニティーズとは、コンピューティングと人文科学（ヒューマニティーズ）と諸分野との間の接点に関して調査研究、教育及び保護を行う学問分野のことである。博物館のデジタル・アーカイブの文化資源を研究することによって新しい発見がなされたり、国や地域を横断した新しい美術潮流の研究が行われたり、新しい美術理論が提唱されたりする可能性がある。

続いて、同じようにメリットについての部分でございますが、美術館・博物館の収蔵品をデジタル・アーカイブ化することは、社会的又は時間・空間の制約を超越することになる。特に当該博物館に直接来館することが困難な高齢者や障害者、又は時間的・空間的・経済的等の様々な要因で来館が困難な人々も、自宅等のパソコンや携帯電話から収蔵品及びその情報にアクセスできるようになる。換言すると、デジタル・アーカイブ化することによって、博物館及びその収蔵品は、誰もが容易にアクセスできる、文字どおりの公共財となるのである。それは、博物館の社会的意義を再確認することにも貢献する。

そして、もう一つございまして、デジタル・アーカイブ化の推進の課題の部分でございますが、幾つかございます。

1つ目でございます。一般的には、資料をデジタル化すると、アナログな状態よりも長期保存の確実性が高まると思われている。ただし現実には、デジタルデータの方が長期保存に関しては脆弱であり、現在の技術では、デジタルデータの保存期間は約100年程度とされている。また、データを再生する機器、ドライブもメディアごとに利用可能な状態で、かつ再生環境を維持したまま保存していく必要がある。このような一定期間ごとにマイグレーションを実施していくためには、相当の経費と専門人材の配置が必要となる。そこで、こうした点に関する社会的な啓蒙活動が必要である。また、この課題は単に財源だけの問題ではなく、技術開発、法制度、人材育成と多岐にわたり、それを単独ではなく総合的に

検討する体制を構築する必要がある。

このように大きな課題に対処するため、本博物館部会での所管を超えることになるとは思いますが、別途、デジタル・アーカイブ推進法（仮称）等の立法も視野に入れる必要がある。

あと5つほど頂いていますが、そのままよろしいでしょうか。

【島谷部会長】 どうぞ。

【三木補佐】 恐れ入ります。

次に、知的財産の取扱いについて留意する必要があるとあるが、この点は特に重要である。現状の博物館の現場において、法律の知識は必ずしも十分に理解されているわけではない。著作権法違反の重大事故が生じることのないよう、対応が急務である。そのため、今後の学芸員資格のための履修及び学芸員のリカレント教育において、法教育を必修化することも検討すべきである。

続いて、日本全国でのデジタル・アーカイブ化を推進していくためには、特に各地域の中核となることが期待される都道府県立博物館の役割が重要となる。そのためには、文化庁として補助金の支給や研修の実施の際に、課題をしっかりと認識した上で、都道府県立博物館及びその担当者に、政策の意図の浸透を図っていく必要がある。

続いて、ここからデジタル博物館の取扱いに関する御意見でございます。3つございます。

1つ目でございます。将来的には、ポーンデジタルの資料のみを扱う博物館が誕生する可能性も考えられる。その場合、立地する特定の地域が存在しない、また、そもそも一般的な意味での収蔵庫や資料室等の施設が存在しない等の形態も考えられる。したがって、今回議論している内容は、あくまでも当面の対応であり、今後の情勢の変化に対応して、柔軟に対処していく必要がある点に留意が必要である。

2点目でございます。開館日数に関することとしたところの御意見でございますが、まず、この資料の欄に、学芸員による資料の開設対応について、利用者からの問合せ等に対して同時双方向でのやり取りができるか、又は即応できる状態にあることとある。この条件は、リアルな博物館でも困難なのではないか。もう少し緩やかな条件がベターと考える。

もう1点、その要件の3つ目で、収蔵庫や資料室を開放して、学芸員が博物館資料を解説するなど、調査研究の成果が活用されていることとあるが、解説よりもむしろ正当な理由がある調査研究の要請があった場合に、現物へのアクセスを保障することが重要と考える。

以上でございます。

【島谷部会長】 どうもありがとうございました。

いろんなご意見と問題点を挙げていただきました。それについて同意見の方、それは違うんじゃないかとかいろんな意見の方がいると思います。まず、デジタル化に絞って、メリットを2つ挙げてくださいました。とにかくデジタル化すれば容易にアクセスできるということだったと思います。時間・空間を超越して文化財が利用者に直結するという意味であったと思います。この点について、そういう事実はあると思いますが、それがデジタルでいいのか、デジタルだけでいいのか、両方必要なのか、間違っているのか、それぞれの立場によって、若干意見が変わる部分があるかと思いますが、いかがでしょうか。半田委員、お願いいたします。

【半田委員】 ありがとうございます。おおむね文化庁さんからの御説明と、太下さんの御意見については、賛同するところがとても多くありました。

一方、全体的な博物館資料・情報のデジタル化というところについては、太下さんからも御指摘がありましたけれども、デジタル化することによってのメリットはもちろんあるわけですが、我々も実体験としてこの半世紀、あるいは三、四十年の中で、既にフロッピーディスクは使えないとか、様々なデジタル技術についての革新的な変化が非常にスピーディーに進む時代に生きながら、ベースになるシステムをつくっていくというのはお金も必要ですし、その辺の兼ね合いをどういうふうに、デジタル化した資料の保存年限が100年だとしても、その先にどういうふう伝えていくのかという技術都のバランスへの配慮が非常に大事だなというふうに思っているところです。

それと、アクセシビリティの向上というのはもちろんデジタル化によって促進されるだろうというメリットは大きく感じますし、その可能性についても期待したいと思うんですけども、むしろ今の博物館全体が持っている課題としては、それはデジタル化されていけば全てが解決できるわけではなくて、業務のスキームであるとか、組織の規模であるとか、立て付けであるとかいうところの人的な問題とか制度的な問題の中に、今の博物館のアクセス性についての課題があるんだということも忘れないで、目を向けていかなくてはならないと思いました。

それからもう一つは、デジタル化というのは1つの技術を使っていく、1つの手段なんだろうと思うんですけども、それをまとめて公開に付していくというアーカイブ化においてはシステムの構築が必要になってくると思います。それとそれをどういうふうにあク

セシビリティーを確保して活用していくのかという部分においては、デジタル化することだけで完結する部分ではなくて、コンテンツとしてのソフトをつくっていかなくてはいけないというところがそこに絡んでくる。ですので、コンテンツをつくって発信していくという行為と、やっぱり資料・情報をデジタル化していくという行為は分けて、それぞれのやり方、あるいはそれを促進していくための支援の在り方は、きちっと政策的にはこれから検討が必要なのではないかなというふうに思ったところです。

【島谷部会長】 ありがとうございます。総論としていい方向に進んでいるという御意見だったと思います。確かにフロッピーディスクがあつという間にできてあつと言う間に使えなくなったということがあります。そのデータ自体がなくなっているわけじゃなくて、どんどん改変されながら次の新たな機器で対応してきているということがあります。100年後にまた新たな機械、それまでに幾つか日進月歩で変わっていくと思いますが、そういったことがなされるんじゃないかなというふうに私も思います。

デジタル化、デジタル化と今、声高に言われておりますが、どこまでデジタル化するかというのが明確に決まってない、これが一番大きな課題だと思います。例えば、東京国立博物館で考えても、12万件で90万点を超える作品群があるんですが、それを作品の名前だけデータベース化するのもデータベース化だと思うんです。あと、写真資料、画像資料として、それぞれにひもづくような形のものもあることが当然求められてくるわけなんです。長いもの、短いもの、1件の中に3,000、あるいは2万あるようなものもございます。そういったところまでやるといった場合、人的なこと、時間的なこと、様々な経緯がありますので、体力のあるところ、ないところで様々な問題が出てくるのが十分考えられます。1つのプラットフォームとしてどこまで目指すのか、余力があるところはどんどん先に行けばいいとか、その辺の方針がないと、DX、デジタル革命と言いながら、何も使えない状況になります。1つの大きなデジタル・アーカイブとして使えるようになることが一番望ましいわけですが、それを個々にアクセスしていかなきゃいけないとしたら、結構難しいことになるんじゃないかなという、いろんな課題があらうかと思います。

これは今、私の個人的な考えで申し上げておりますが、そういった問題点も、各委員から出していただけるととてもありがたいと思いますので、いろんな現場で問題点を抱えている方、利用する立場で、こうあった方がいいとか、いろんな意見を頂戴できればと思います。

いかがでしょうか。佐々木委員からの発言をお願いいたします。

【佐々木委員】 アーツカウンシル東京の佐々木です。今日は都合でこちらにお邪魔しております。失礼いたします。

今回、法改正の中で、おそらく現場でインパクトが大きいのは資料の電磁記録、デジタル化と思われます。再三出ていますけれども、この取組が大事ということは、多くの方が賛同しているんだと思います。ただ、どこから着手していいのか。部会長からもありましたように、どこがゴールなのかというところが現場でも戸惑うというか、何から始めてどこまでいけばいいんだろうというのが意外と共有されていないんじゃないかなという印象を持っています。

今日も文化庁からの御説明でもデータ標準の話や、その前提になる資料の記述、ドキュメンテーションの話、公開に当たっての知財の関係、また、学校利用をどうするか、様々なオープンアクセスってどういうふうにあるべきかとか、更にプラットフォームにどう乗っかって共有していくかというところで、断片的には多分皆さんも耳にするんですけども、全体像としてどういう事柄が必要で、何をどこから始めていったらいいかという手掛かりや見通しを1回ざっくり描く必要があるのかなと感じています。

せっかく補助金等での後押しの施策も今年度からしていただいていると思いますけれども、そういうことがどこでお役に立つのかというような手掛かりも必要だと思うんです。なので、でき得れば博物館 DX 戦略というんでしょうか、DX 化指針みたいなものを一度描いて、そこから、じゃあ各施設はここからやっていくとか、国としてはこういう支援があるとか、先ほど言った都道府県の拠点となり得るような施設というのはこういう取組をするんだとか、例えば学会とか協会なんかはこういうことで支援していくんだというような、それぞれの期待される役割というものも描く必要があるのかなと思って聞いておりました。

今回、この取組に関して調査研究もして、データ標準化に努めるようなお話もありましたので、例えば、調査研究の一環として、全体図を描いてみて、どこからやっていくのかというのを明らかにする、また、これに関する専門家の方、有識者からヒアリングするとか、有識者会議を何回か開いて全体像を描くというようなことから始めてもいいのかなと思った次第です。せっかくの法改正なので、次の具体のステップとして博物館 DX 戦略を立てて、1つでも前に進もうということがあってもいいのかなと感じました。

以上でございます。

【島谷部会長】 どうもありがとうございました。今の佐々木さんの発言で、かなりす

つきりした部分が出てきたのではないかと思います。既にかなりデジタル化が進んでいるところとそうじゃないところがありますので、例えば最低限ここまで、ここまでというのは、いつまでにどこまでをやるかというのを国が決めるというわけにもいかないと思いますが、指針を出して、そこ以上に行っているところについてはどんどん進めていただければいいかなというふうに思います。それがないと何も進みませんし、補助金につきましてもお金を出せばできるというものじゃなくて、補助金が人件費で使っていないかどうか、そういったことも含めて文化庁さんに融通がどこまで利くかとか、そういった意見を出していただければいいなと思います。

ちなみに参考例で、多くの方が聞いているところで言っているかどうか分かりませんが、国の国立博物館が独立行政法人になるときに、棚卸しをするという作業がありました。東京国立博物館で棚卸しをやったときに、5年間かかりました、全部やるのに。きれいな撮影じゃなくて、物のありかが分かるような素人写真のデジタルをつけてやって丸5年かかるということでした。本来、棚卸は普通の一般業者であれば毎年やらなきゃいけないと思います。5年かけてようやくできて、実際かかった金額は1億2,000万でした。

だから、100万点にする場合はそれぐらいかかるんだということなので、ほかのところもそれに準拠する部分があるかと思います。最低限、その中には員数、数ですね。まずは名称、名前、形状、時代。時代は正式な時代ではなくても、その館が踏まえている時代というような形で整理し、そこに多言語化であるとか、いろんなことがまた出てくると思いますので、そういった方向性をこの委員会なのか、この下にワーキンググループをつくるのか、そういうところで討議をするということが求められてくるんじゃないかと思います。

この辺でデジタルの扱いに詳しいほかの委員からも……、小林先生から手が挙がっています。小林先生、お願いします。

【小林委員】 別にデジタルに詳しいわけでは全然ありませんが、基本的には今まで皆さんがおっしゃったことには賛成しています。それで今、島谷先生がおっしゃってくださったようなことを言ってくざると、とても具体的だと思いました。

お話を伺ったときに一番最初に思ったのは、やはりどこまで何をやるかということかと思いました。最初に思ったのは、例えば有形の文化財みたいなものがあるような博物館において、3Dの高精細なデジタルのデータを取るみたいなことを想定するのか、それとも2次元の写真みたいなもので、判別可能な程度のものにするのかどうかというので全然違

う気がするのです。

それで、何となくデジタル・アーカイブというと、やっぱり高精細の方なのではないかというようなイメージが強いように思いますが、それはどうでしょうかという点と、例えば今、東博さんのお話がありましたけれども、人件費のこともそうなんです、そのときにやっぱり高精細な何かをするための機器というのを購入されたりしたのでしょうか。そういうものについては何か国から補助なり何なり、それは運営費でやったのかどうかのあたりをお聞きしたいと思いました。

取りあえず以上です。

【島谷部会長】 具体的なところで進めていかなければいけないわけですし、東京国立博物館がやったのは本当に独法化するための棚卸しで、物の特定という意味で、いわゆる市販の簡単なデジタルカメラを何台か買って、それぞれ職員とお手伝いいただける大学院生が一緒になってそれを進めていったということです。したがって、高精細の撮影をするということになると、1点に物すごい時間がかかります。動画に至ってはさらに時間がかかりますので、それを今やるというのは現実的に無理で、現在の業務をこなすだけでも、博物館・美術館は本当に大変な作業をしています。その作業をしつつ、補助金が出ました、やってくださいということになると、パンクをしてしまうと思います。補助金の使い方のありようであるとか、そういうのはもっと文化庁と詰めていく必要があるかと思いますが、とにかく簡便なデジタル化のプラットフォームをつくるというのが第一義ではないかというふうに私は考えておりますが、浜田先生、お願いいたします。

【浜田部会長代理】 ありがとうございます。浜田です。すみません、今までのお話と少し流れが変わってしまう可能性もあるんですが、私は、このデジタル・アーカイブ化については総論としては賛成なんです、やはり博物館の存在意義とか本質というのは、実物を後世に残していくということになりますので、あくまでも2次的といえますか、利用を促進するような形のデジタル化というのが、正論なのかなと個人的には考えています。特に資料の閲覧とか利用に関しては、実物の劣化を防ぐために非常に重要なものと思っています。

それから、先ほど半田委員から御意見が出ましたが、確かにデジタル化についてとアーカイブ公開については、多分別に考えていかなければいけないのかなと思います。それから、何をもちてデジタル化とするかという論議が出てきましたが、これはもしかすると博物館の登録にも関わる課題かなと考えています。例えば、学芸員が2人とか、職員が2人

とか3人とかしかいないような博物館では、恐らくこれまでの話に出てきたような高度なデジタル化は非常に難しいのかなという感じがしております。しかし、少なくとも各館では資料のリストは文字データとしてつくっていると思われまして、あと資料カードもつくっていると思いますので、それを最低限として、先ほど話が出ましたが、その後に写真つきのデジタル、それから3Dの入ったデジタルというふうな段階を踏んで、考えていかなければいけないし、それは館の財政力や人員体制によって大きく変わってくるのかなと思っております。

ですから、そういう意味において、これからデジタル・アーカイブ化を進めるに当たっては、その補助制度ですね。実際の作業を、誰が、人手をどのように進めるかということも含めて考えないと、なかなか全国的に推進できないのかなと思いました。

すみませんが、感想です。以上です。

【島谷部会長】 どうもありがとうございました。

橋本さんから手が挙がっております。橋本さん、お願いいたします。

【橋本委員】 ありがとうございます。永青文庫の橋本です。

今までのお話は、作品一編一編のデジタル・アーカイブ化についてだったと思うのですが、このコロナ禍で進んだデジタル化の1つが、インスタレーションビューといいますか、展覧会そのものをVRで見せるというコンテンツでした。これはアーカイブされるべき資料であろうとは思いますが、結果的に今、デファクトスタンダードのあるソフト、プラットフォームを多くの方が使っています。ですがそれを使う以上、美術館そのものがアーカイブの器になれない。データをプラットフォーム企業に渡す、そしてサブスクリプションでそのシステムを利用するということになってしまうので、美術館が主体的に展示をアーカイブし、公共に供するということができなくなってしまう可能性がある。

今はコロナ対策ということで、なし崩し的にそれを使っていますが、今後VRによる展示アーカイブをどのような仕組みでやるのか、それともやらないのか、やるならどのように進めていくのかということは検討すべき課題かと思えます。資料の公共化ということを考えたとき、そのあたりは考えるべきポイントであろうかと思いました。

以上です。ありがとうございます。

【島谷部会長】 橋本さん、ありがとうございました。非常に重要な観点だと思えますので、これも含めてやる必要があろうかと思えます。

この場で基本的なフィールドであるとかについて進めていくのは結構無理があるような

気がしますので、できれば少人数なりのワーキンググループによって詰めていくことの方がより精度が上がり、それをまた、親委員会で最終的に討議するのがいいかと思います。これを1つの提案として、皆さんの御意見を伺いたいのですが。

並行しながら、開館日数の捉え方について、デジタルミュージアムで、先ほど事務局の方から説明を頂きましたけれども、実際建物もないけれども、ちゃんとしたものをつくるにはお金も時間もない、デジタルで当面はやっていくというような案が出ました。そのときの開館日数の数え方であるとか、そういったものもまた討議をしなければいけないというふうに今、宿題を与えられております。これについては実際、物を展示する博物館について、開館日数の考え方についてどのように考えていくかというのを、やっぱり登録に向けて大きな課題であろうかと思えます。

具体的に展示をするだけが開館日数なのか、ほかの例えば調査研究の対応であるとかいろんな対応があらうかと思えますが、それを含めて博物館活動というふうに捉えるか、その辺についての御意見も、どなたかありましたら、御発言いただければありがたいです。出光さん、お願いいたします。

【出光委員】 すみません、私どもが関わっている、例えば三鷹の中近東文化センターとかは学芸員が現在1人しかいない状況で、コレクションは、殿下がつくられたコレクションを所蔵しているということで、デジタル・アーカイブはしておりませんが、専門の方が見られるときには必ず見せるという形で、公開という形を実際にとっております。

今回のデジタル・アーカイブの可能性についても、こうした市が運営しなければならないけれども、重要なコレクションがあつて、散逸というのは絶対にあつてはならないようなところにおいては非常に有効かなと思いますし、また、コレクションの存在について知らない方たちに向けてのデジタルによってのアクセス、大変可能性が広がるのではないかと思います。

ただあわせて、例えば、私どもの出光美術館のような、日本美術のような脆弱な素材を扱う館においては、例えば曝涼に近いことですが、ある程度やはり作品を展示することによって作品の劣化を防ぐという、ちょっと矛盾しますが、そういうこと自体も必要なので、ずっと美術館を閉めていて、資料に学芸員がアクセスしないようなふうになってしまうのは本末転倒であり、やはりコレクションの保存、次世代にどういうふうに残していかなければならないかということを見極めた上で、各館のコレクションの性格に合わせて開館日数を考えていかなければならないかなと思いました。

それとあと、私個人の経験で恐縮ですけれども、大英博物館に4年いたときに、ひたすらデータベースづくりというのを実はやっています、箱書きの漢字の文字まで英語に訳して入れるということをやっていたのですけれども、大変労力と時間がかかる作業でした。アンケートによると、一部の資料公開をしている美術館は70%もあり、だけれども、資料を公開する必要があるかという質問に対しては10%なわけなので、一体何のためにこういうところをやらなければならないかというようなところをやはり明確にするべきかなと思います。

文化庁にも挙げていただいた学校のデジタル化で、iPadを使用した授業も増えてきておりますので、例えば、作品の名称だけのデータベース化など、やはり将来的には全てやる必要はないけれども、エデュケーショナルな目的で、資料が正確な情報を共有できるような、ドキュメンテーションを含めたデジタル化でないと意味がないんじゃないか。逆にデジタル化だけをするのであれば、美術館・博物館で高精細のものを残していけばいいのであって、公開すべき情報というのはやはり学術的にある程度正確な情報を共有するためのドキュメンテーションを含んだものであってほしいなというように思います。

私からは以上です。

【島谷部会長】 どうもありがとうございました。どこを終点とするか、どこを目標とするかによって考え方が全然変わってくるわけで、先ほど来、どの博物館も紙媒体のものはあるわけなので、それをデータベース化するということは、まず取っかかりとして非常にやりやすいと思います。それを一般の多くの方、研究者以外の方は求めてない部分があります。だから、文化庁で国有重要文化財の画像をインターネットで閲覧できるようにしているという、そういうところを多くの方は求めている部分があると思います。全て頭からやっていくということではなくて、段階的に並行しながらやっていくということが求められているのではないかと思います。

ちょっと今、出光さんから返事がなかったんですけど、デジタルミュージアムについてどういうふうにか考えるかというのもほかの方から意見をいただければ。その御意見かどうか分かりませんが、原さんから手が挙がりまして、原さん、お願いします。

【原委員】 すみません。デジタル・アーカイブに関して、やはり何らかのガイドラインをつくらなくちゃいけないだろうなというのは皆様の御意見に賛成です。ここではやはりそのことについては深く掘り下げられないので、ワーキンググループをつくって、別個もうちょっと深めて検討するという案についても賛成です。皆様の御意見、多岐にわたり

ましたが、基本的に全てに賛成しております。

一方で、博物館のデジタルミュージアムというものについての開館日数はいかがでしょうかという問題について少し情報提供をしたいのですが、やはり東京の方には様々なデジタル会社をいっぱい抱えているというのでしょうかね、巷に民間にあるということもあって、非常にインタラクティブな、あるいはエデュケイショナルなプログラムも、ミュージアムと見まがうような、ミュージアムのエデュケイショナルプログラムもいっぱいあるというふうに私は理解しております。

先ほど橋本先生がおっしゃっていたようなインスタレーションビューというのも、その1つなのではないかなと思ったりして聞いていたのですが、それだけをやられてしまうものを開館日数として数えるっていいのかどうなのかというのは、ちょっと私自身も疑問には思っております。ただ、展示会をやって、1日に100人、200人、あるいはトータルでいうと何千人といらっしゃる中での開館という、博物館のエデュケイショナルイベントとしての効果と、それから、デジタル・アーカイブを公開して、それにアクセスする人たちへのサービスとしての博物館事業というものが、どう考えたらいいのかなと今思っています。

というのは、1日に何百人、何千人、あるいは何十人でもいいのですが、展示するという見せる事業の効果というのは、どのくらいか。逆に言うと学芸員の方に求められている仕事量としては、来館者が100人いたら何人かは質問してきて対応しなくちゃならないのかなと思うのですが、デジタル・アーカイブからリファレンスという形で質問が来たときには、これ一件一件全部当たらずに済まないというような、状況になっているんじゃないのかなと想像しています。というのは、少なくとも私の職場で、文化財に関して質問が、リファレンスに来たときにも、やはり全部に答えていかなくちゃならない。何らかの要望だけで済んでしまうときもあるのですが、聞いてこられて、これに関する参考文献を読んでみたのですがいろいろと聞かれたり、あるいはこちらのリファレンスのデータは本当に合っていますかということに質問だったりすると、実物に当たって答えていかなくちゃならないという、確実に業務としては重いと思っております。

そういうものを考えれば、確かに閉館していて、アーカイブのリファレンスに対応している日数の開館日数と数えていいのだろうかとは思っているのですが、これを都道府県側で審査する側としては、開館日数150日ってなっているのを、どれとどれを足したらいいんでしょうかという、まさに今回の法令改正に伴うガイダンスというか、基準というも

のをどう考えたったらいいのかというのを、もうちょっとこの会議で詰めていただけるとありがたいかなと思っています。私自身もまだ答えがなくて、何かあやふやな発言で大変恐縮なのですが、議論の中でも、私も見つけていきたいなと思いますので、もう少し議論を深めていただければと思っています。よろしくお願いします。

【島谷部会長】 いろいろな御意見を頂戴してありがとうございました。ワーキンググループをつくったらどうかというふうに、私も事務局と相談もせずに言ったものにも賛同いただきまして恐縮でございます。後ろで困っているんじゃないかと思いますが。

半田委員、お願いいたします。

【半田委員】 資料2の博物館資料をデジタル化して展示する博物館の取扱いについてという部分については、文化庁さんの方が10ページの最後に留意事項を挙げていただいていますけれども、これはとっても大事な留意事項で、留意事項というよりは前提要件というんですかね。こういう類いの博物館を登録、あるいは指定施設として、今後、原さんもおっしゃいましたけれども、都道府県等の教育委員会が審査をしていくときの前提要件としては、ここがきちっと担保されていることがとても重要だと思います。公開日数に関することも同様なんですけれども、それが活動としてきちっとやられていることが確認できた施設は、150日に達していないから一概に登録要件を満たしていないという判断をするという時代ではないだろうと、私は個人的には思っているところです。

例えば、紹介していただいた千葉の大網白里の事例は、私はこれは登録になるのか指定になるのかはともかく、博物館としてきちっと認めていくべきだと感じました。しかし、逆に大網白里の現状というのは、将来目指すべき1つのゴールがあって、市の方が保管している有形の文化財を後世に残していくんだという、行政と、住民の意思を大切にしながら、じゃあ現状では何ができるのかと考えたときに、展示室を整備するまでの予算的措置はなかなか難しいとか、それでもちゃんと学芸員を配置して調査研究をやって、それを情報発信して、市民の参画も得ながら博物館事業も展開しているという状況にあると思います。こうした博物館をきちっと将来につなげていくという意味では、むしろ積極的に博物館として認めていくという方向が、今回、せっかく登録制度も新しくなるわけですから、認めていくべきだと思います。

まずは現状でできることをやっていただいて、活動を充実させた上で、住民理解が得られて、行政の方もそれに予算措置をするという将来像を見据えて、施設整備をしていくことをサポートしていけるような制度に、今回の改正法が機能していけばいいのかなと思います。

ます。

もう1点は、太下さんが御指摘された、これから先可能性のある博物館として、そもそも資料がポーンデジタルしかないというところが誕生してくる可能性は十分にあって、橋本さんもおっしゃったように、それを使って展覧会をやっていくときに、どういうふうに公衆に対してそれを提供していくのかといったときに、様々なビジネスの手が伸びてくるんだろうと思います。それは様々な職種の企業にとってもビジネスチャンスではある一方で、公共的な博物館としての共通のプラットフォームをどうつくっていくのかというのは、非常に大きな問題だろうと思っています。

ということで、私は150日開館日数をどう決めていくのかという部分については、実態的に文化庁さんがお示しになった、人的な専門人材の配置とか、実際に活動している日数を考慮の対象にしていくことには基本的に賛成をいたしますけれども、やっぱり原さんの御心配のように基準は150日であって、満たないけど満たしているという判断を何をもってするのかというところは、これから検討すべき登録審査基準であるとか、望ましい基準等との整合性を持って、自治体が恣意的に判断せざるを得ないような要素は残さないようなシステムづくりが必要じゃないかなと思っていますところでは。

取りあえず以上です。

【島谷部会長】 半田さん、ありがとうございます。この案件、幾らお話ししても結論が出ないと思いますが、次の浜田委員の意見で、1回ここで次の課題に移りたいと思います。

浜田委員、よろしく願いいたします。

【浜田部会長代理】 ありがとうございます。今回、事務局案としての、物理的に展示施設を持たない博物館であっても、登録博物館の枠組みに入れ込むという御提案については、まさに我々としては、博物館とは何かということ問われているのかなというふうに思いました。博物館学の立場から考えると、博物館というのは、やはり資料を保存したり公開したりする「場所」があって、更にそれに関わる学芸員や利用者である「ひと」がいて、そして基本的に「もの」、資料があるという概念で考えてきたわけですが、これからこれがもしデジタル化ということに特化していった場合、どこまでを博物館と認定するかということは、慎重に考えなければいけないのかなと考えます。

もちろん収蔵するスペースがあって、市民が学ぶスペースが確保されているということ前提に、展示のみをデジタルで公開するというのはもしかしてありなのかなとは思った

りします。もちろん、学芸員は必須というふうに考えるんですけども。ただ、それが登録博物館としていいのかどうかと考えると、現在の博物館学の観点から言うところとちょっと厳しいのかなと考えます。取りあえずは、そういうふうに頑張っている館は指定施設にして、その後、しっかりと施設が整った段階で登録化するという考えも1つ方法としてあるのかなと思っております。つまり、先ほど半田委員もおっしゃっていたと思いますが、これを逆読みされて、場所のない、実際のリアルな現場のない博物館がつくられるという懸念を払拭しておかないといけないかなと思いました。

すみませんが、そのようなことを言いたくて挙手させていただきました。ありがとうございました。

【島谷部会長】 どうもありがとうございました。積極的に博物館の資料を整理して、それを公開していこうというところを支援していくところからこれは出てきたものだと思しますので、登録にするか指定にするか、どういうふうにやるかというのはいろんな意見があろうかと思いますが、今後もう少し詰める必要があろうかと思えます。

限られた時間ですので、皆さんの意見を大切にしながら、頂いた意見につきまして再度事務局において検討の上、次回の部会において再度議論をしたいと思えます。

本日は次の議題に移らせていただこうと思えます。よろしく願いいたします。

それでは、次の議題でございますが、新たな制度が着実に運営されるよう、自治体側の準備を整えることも重要でございますが、登録や指定を行うには各博物館が申請を行う必要があります。このため、博物館が登録や指定を受けるインセンティブが重要になってくるかと思えます。

この観点から事務局より、インセンティブをどのように設定するかについて、政府において検討している内容を資料3に基づいて説明をしてもらいます。その上で、この新たな措置制度の下でどのような形を最終的に目指すのかについて、併せて御説明を頂きたいと思っております。その後、これらについて皆様から御意見を頂きます。

では、事務局からお願いいたします。

【三木補佐】 事務局でございます。失礼いたします。資料の3番、通して12ページを御覧いただければと思えます。

これまでも去年の部会の中でも、あるいは国会の審議の中でも繰り返し議論がされ、御指摘をたくさん頂戴してまいりました、新しい制度の中に多くの博物館をどのように取り込んでいくか、どのように各館に手を挙げていただくのか、これが重要なポイントになっ

でございます。資料にお示しをしておりますのは、言わば時点の面からどういうメリットが与えられるのかということ、そしてもう一つは、信用だったり信頼、そういう面でどういようなことができるのか、この2点でお示しをしているものでございます。

まず、12 ページの最初の (1) のところ、法制度・税制・予算上の優遇措置というふうにしておりますが、現状も博物館に対して様々な登録されていること、指定されていることによつて、制度上の優遇、規制の緩和だったり、そういうものが与えられているところがございます。

まず、本制度の中で、幾つか掲げております。この3つ、代表的なものを掲げておりますが、例えば、美術館の中で、美術館が美術品の所有者と寄託公開契約を結ぶことによつて、その美術品のもともとの所有者に相続税法上の優遇を与える。こうすることによつて、優れた美術品が各美術館に集まりやすくなるような、そういうような税制上の仕組みを設けております。これを登録美術品制度と言っております、これまでも活用されてきているところではございますが、これのさらなる活用というのを進めていかなければいけないと思っております。

この登録美術品の対象に、これまでは存命中の作家の作品というのは入っていなかったんですけども、去年、これを新たに加えることにしたり、この制度がより使いやすくなるような改善をしているところでございます。いろんなニーズ、美術品の所有者が寄託公開契約を結ぶようなニーズを更に掘り起こして、美術館の寄託契約につなげていくというようなことが重要と思っております、私どもといたしましては、今、こういったニーズの掘り起こしという作業を一生懸命やっているところでございます。

これは指定されている重要文化財であれば特定美術品制度というのもございますが、こちらについても同じように、周知が更に徹底できるようなことで取り組んでいるところでございます。

それからもう1点、美術品の国家補償制度というのがございます、御案内の先生も多いかもしれませんが、海外から美術品を借り受けてきて展覧会をしようという場合に、その借り受けてきた美術品に傷がついたり何かすると、その損失を補償しなきゃいけなくなります。貴重な美術品であれば、その損失額というのは極めて莫大なものになるということで、保険料負担が各展覧会を企画する者にとってかなり重いという事情がありまして、その負担を軽減するために一定規模以上の、普通の損失だったら50億円以上の損失については国が肩代わりをしますと、こういう制度になっていてございまして、これまで

に 40 件程度適用されているケースがあるんですが、更に各館の声なんかも聞きますと、申請の負担がかなり大きくて、あんまり手を挙げる気になりにくいというような声も聞こえますので、こういうところをどう改善していけるのか。より申請の意欲を持っていただくためにどうできるのかということ、今これも併せて取り組んでいるところでございまして、この制度がより使いやすく、魅力あるものになっていくということがインセンティブとして大きなものになっていくのではないかと考えているところでございます。

一枚めくっていただきまして、税制上の優遇措置ということで、現状今、文化庁の中でも積極的な検討を進めているところでございますので、大まかな方向性というお話になってしまいますが、ここにお示しをしているような点について、今後、要望も踏まえつつ検討してまいりたいというふうに思っております。と言いますのは、今、登録博物館に関して、税制上の優遇というのが設けられておりますけれども、これは来年から新しい制度に変わるとしても、今認められているものについては、当然引き続き来年度以降も認められるようにしていきたいということでございます。

それからもう 1 点、今回の改正によって、御案内のとおり設置主体に関わらず登録になるという枠組みができたこととございますので、そういった制度の変更を踏まえて、優れた博物館、公益性の高い博物館に対して、設置者に関わらず、税制上の優遇を与えられるような、そういうことができないかということ、今、検討しているところでございます。こういうものが各博物館にとってのメリットは大きなものになると思いますので、積極的に設定ができるように、文化庁としては取り組んでまいりたいと考えております。

それから、予算上の優遇措置という部分では、もちろん文化庁において各博物館の活動を支援するための予算上の措置を毎年してきておりますが、これまで必ずしも予算の措置ということと法律上の位置づけということが十分連動してきていない部分がありました。今後、登録の制度というのが、より内実面を見て、中をしっかりとチェックをして登録にしていくということを踏まえれば、公的な支援というものも、登録だったり、法的な位置づけがあるものに重点化されていく必要があるだろうと考えておりますので、もちろん支援事業全体の規模的な部分も頑張っていかなければいけないというのはもう一方にあるんですが、その支援の対象については、なるべく重点化を進めていくと、こういう方向で考えているところでございます。

それから、その他というところでお示しをしておりますのは、御案内のとおり、文化財保護法体系の下、公開承認施設と、つまり、指定されている文化財について、本来は事前

の文化庁長官の評価が必要であるところを、この施設であれば事後届でいいというふうにされている制度がございますけれども、こういった公開承認施設の指定に関して、登録博物館と博物館相当施設というところと必ずしも連動してきていない部分がこれまでございましたので、こういったものもなるべく実態把握を進めまして、必要な対応を検討してまいりたいと考えてございます。

そして、(2)のところからは、登録、指定ということに関して、やはり各館にも、あるいは利用者、国民にとっても、その制度をよく理解していただいて、各館にとっては自分が登録されている、あるいは指定されているということが自分たちの誇りになるような重みを与えていくということ。そして、利用者にとっては、この館は登録博物館なんだねと、こういうような受け止めを持っていただく。こういうために分かりやすい制度の周知と、箔づけの措置が必要であろうと考えておりまして、そのうちの1つとして、14ページをめぐっていただきますと、登録指定のロゴのようなものを作成いたしまして、登録博物館や指定施設のみがこれを活用できるようなことを考えてございます。

例えば、イメージしておりますのは、フランスで行われております **musée de France** のような仕組みを参考にしながら考えていくことができるかなと思っております。政府がロゴをつくるというふうに言いますと、その進め方として、例えば公募をするということも一方には考えられるところではございますが、ここに1から4まで掲げておりますとおり、様々な今回のロゴに関しては課題があるところでございますので、なるべく信頼の置けるデザイナーの方と具体的なことを詰めながら、関係団体の皆様ともお話をしながら進めてまいりたいと、こういうふうに具体的な進め方としては考えているところでございます。

それから、ちょっとめぐっていただいて、通しで19ページに丸い図をお示ししているところでございますが、この丸い図は、今回こういった支援を様々、登録博物館にさせていただくわけでございますけれども、こういうようなことがなぜ行われるべきかと。つまり、今回の法改正によって、最終的にどういう姿を目指していくのかと、こういうことを皆様と共有するために、1枚私どもで準備をさせていただきました。

まず、今回の博物館法の改正の重要なポイントの1つは、各博物館が、地域や社会の様々な課題に対して価値を与え、その解決に貢献すると、活力の向上を図ると、こういうところがございます。それはまさに博物館が多様な価値を創出すること、自分たちのミッションを定め、それによって社会的・経済的価値を生み出していく、こういうところに意味があるわけでございます。そうすると、それは何をもちたらずかとを言えば、博物館に対して、

その関係者、ステークホルダーたちが自分たちの課題に対して博物館がどんな貢献をしたか、博物館がどんな役割を果たしたか、こういう評価の中で博物館に対する評価、言い換えれば親しみや信頼というものがどんどん増してくると、こういうことを期待されております。それが増してくれば、例えば、自治体であれば、地域に対して役割を果たしている博物館に対して、公的な支援をもっと充実していく必要があるだろうということ、あるいは関係している民間団体が、より支援、あるいは、公的な投資というものをしていく必要があるだろう、こういうふうにも考えることも、方向性として期待されております。

そうすると、支援を受けた博物館というのは、自分たちの活動を更に充実させることができるようになりますし、そうすると、ますます博物館が地域に対して、社会に対して与える価値というのも上がっていく。このように、博物館と博物館に関わる多様なステークホルダーたちがうまく循環をして、博物館の活動の質も高まっていくし、社会や地域に対する貢献度も高まっていく。こういうことを最終的な姿として目指す、このような認識で私どもとしては、博物館の様々な振興策、取り組んでまいりたいというふうに思っています。

是非、この姿に関しても御意見を頂戴できればと思っております。以上でございます。

【島谷部会長】 どうもありがとうございました。

今、説明がありました内容について、御質問や御意見があればお願いしたいと思うんですが、その前にいろんな優遇措置があるというふうに説明を受けましたが、委員の皆様方がいろんな優遇措置というのがどれぐらい理解できているのでしょうか。私自身も十分に分かりません。例えば美術品の国家補償制度、非常にいい話なんですけど、50億以上の保険金がかかる展覧会を企画できるところがどれだけあるでしょう。ということになると、答えとしては50億じゃないよねと、大半の九十数%の博物館がそう思っていると思います。

登録美術品制度についても、特定美術品制度は指定だから分かるんですけど、登録美術品制度については、手間はかかるけど、登録されるかどうかは分からないみたいなことがあると思うので、そういったところが丁寧に文化庁が資料をつくって、配布してくれているんだけど、そのところがうまくまだ分かってないという。だから、インセンティブが、文化庁の考えているようにインセンティブと取れるのか、ハードルが高いと思うのかというのが、その辺が難しいところだろうと思います。

だから、登録博物館、指定施設の信用と知名度の向上を図るための方策で、誇りや重み

があるような名称になればなるほどと思うんですけど、なかなか分かりづらい部分があると思います。

今、事務局から説明があった内容について、否定的な内容を私が言ってしまいましたけれども、肯定的な意見、更に否定的な意見、構いませんので、質問、御意見をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。小林先生、お願いいたします。

【小林委員】 御説明ありがとうございました。また、島谷先生のおっしゃっていることはもっともだなというふうに思っています。私も博物館経営論という授業を学生に向けてやっていますが、実はその中で、登録制度とか国家補償制度の話をしなから、これを使って企画ができるような学芸員にならなくては駄目だという話をします。ただ、してはいるものの、学芸員さんが1人しか専門がないというのが普通で、実質的に企画をしていくときに、こういう制度を使いながらやるということについては、相当にハードルが高いような気がするんです。

したがって学芸員さんのこれからの研修の問題みたいなところにも関わってくると思っています。つまり、今までマスコミなどが大型の展覧会をいろんな形でマネジメントの肩代わりをしてきていた。しかし、そういうものも、マスコミの力も落ちてきている中でできなくなってくるかもしれない。やはり学芸員に求められているものが変わってきているんだということを十分理解していただいた上で、こういう制度をもっと活用していく方向性というのは、是非打ち出して行ってほしいと思います。

それからもう一つ、予算の方ですけれども、予算は具体的にはどのぐらいの規模のものを考えていらっしゃるのでしょうかというのが気になりました。というのは、やっぱり博物館とすると、今老朽化も含めて様々な問題を抱えている中で、什器を取り替えたいとかいろいろあると思うのです。そういうようなことに使えるようなタイプのものというのを想定しているのか、その規模感というのを知りたいと思いました。

以上です。

【島谷部会長】 じゃ、事務局からお願いいたします。

【井上戦略官】 井上でございます。先生、ありがとうございます。

まず予算の面でございますが、現在の博物館の機能強化推進事業につきましては、約4億2,000万円となっております。私どもも決して十分ではないと思っております。今後、8月末、政府の概算要求の締切りになっております。それに向けて概要を詰めて、何とか法改正を機に、より充実した事業ができるようにしたいと思っております。

現在の機能強化推進事業の内容でございますが、以前やられておりました地域と協働みたいな形のもの、あと新たにネットワークを形成するものということで、少し大型のものをつくっております。先ほどの先生の御質問にお答えできなかったんですが、現在、非常勤とか時間雇用で、事業の中で人件費にも活用することが可能となっています。例えば、デジタル化したいということのためにアディショナルな人を雇いたいといったときに、有期であれば雇用してやることができます。機器については補助金でございますので、私どもとしては、基本的にはレンタルのような形であることをお勧めしております。

また、先ほどもお話がございましたが、デジタル化については様々な特化した企業等も最近は出てきておりますので、そういうところに委託するという形も、事業全体の1件当たり5割というような制限等はございますが、そういうことも可能でございますので、なるべく使い勝手のいい事業にしていきたいと思っております。

なお、ハード面につきましては、実は博物館については創設時、そもそも登録については公共性を与えるとともに、法律に基づいて、補助金を与えるという意味もございました。ただ、地方分権というような流れの中で、平成8年度をもちまして、文部科学省としての博物館に対してハードの補助金というのはなくしております。従いまして、私どもとして、ちょっとハード面について、現時点では補助金みたいなものをやるということは考えておりません。しかしながら、こういう現在やっておりますような博物館機能強化推進事業のような、それぞれの博物館が行う博物館活動についてサポートする事業につきましては、引き続き充実を目指していきたいと思っております。

以上です。

【島谷部会長】 ありがとうございます。小林先生、よろしいでしょうか。

【小林委員】 もう一つだけ失礼します。ハード面のことがちょっと気になっているのですが、文科省の方ではハード面の補助金は出さないという方針は分かりました。ほかの省庁で、例えばできる可能性のあるものというものはあるのでしょうか。そのあたりをお聞きしておきたいということです。

【井上戦略官】 井上でございます。実際のところ、現在、博物館と言われる施設が5,700館ほどございます。その多くが公立館でございますが、その公立館の中の多くも、必ずしも旧文部省の補助金でつくられたものばかりというかは逆に少なく、大半は、例えば公園事業の中でつくられたり、地方の活性化事業の中でつくられたりと、いろいろな名目で作られておまして、それで所管が市長部局になったりというようなことが多々あるの

ではないかと、私ども承知しているところでございます。

現在は、それも引き続きありますし、最近では地方創生ということで、地方創生交付金等も活用して、いろいろな形でリニューアルしているところも中にはあるということは承知しております。私どもとしては、そういうふうな形で地域、地方自治体が様々な工夫を凝らしてミュージアムを機能強化するという努力は、私どもとしては多としたいと思っておりますし、更にそれに加えて、より教育でございますとか、又は文化観光、また、地域のまちづくり、伝統、そういうものを大切にしていくようなサポートを、私どもの予算事業でもしていきたいと思っております。

【小林委員】 分かりました。ありがとうございます。

【島谷部会長】 ありがとうございます。

橋本さんから手が挙がっております。橋本さん、お願いいたします。

【橋本委員】 ありがとうございます。インセンティブについて、この前の別のワーキンググループのところでされていたお話ではなかったかと思いますが、各館の資金などが今シュリンクしている状態で、それぞれの館で人材を抱えるのは難しいのであればということで、複数の館でネットワークをつくって、その中で、特に美術館・博物館の運営であるとか事業に関してプロフェッショナルの人材を共有して、あるいはノウハウを蓄積して事に当たっていく。それは恐らく、この前にお話をしていたデジタル・アーカイブの方面でも十分に役に立つ話ではないかと思うんですけれども、そういった人材の、あるいはリソースの共有というような形でインセンティブにするというようなことはお考えになっておられるのでしょうか、というところです。

【島谷部会長】 お願いします。

【三木補佐】 恐れ入ります、事務局でございます。橋本先生御指摘のとおり、やはり各館それぞれ単館、単館ではなかなかうまくいかない課題に対して、やはりそれぞれの館、同じ館種だったりだとか、地域に応じてやったりだとか、ネットワークを組んでやり取りしていくということも重要だと思っております。例えば今年度、先ほど井上から申し上げた博物館機能強化事業の中でも、ネットワークを組む博物館の支援というのもやっておりますし、それは単館の支援よりも大きな金額を支援することができるようになっておりますし、同じ課題を抱えていたりだとか、同様の性質を持っていて共有していく方が、社会課題の解決に、博物館が抱える課題の解決に資するような、こういうものの支援というのも1つの支援の仕方としてやっているところでございまして、今後まさにどうしてい

くかということも含めて、来年の要求に向けて考えてまいりたいというふうに思っております。

【島谷部会長】 橋本さん、よろしいでしょうか。

【橋本委員】 ありがとうございます。

【島谷部会長】 半田さんから手が挙がっておりますので、お願いいたします。

【半田委員】 半田です。まず、関連法とのバランスについては、これまで2年間議論してきたところですけど、1つポイントは、公開承認施設と博物館制度との整合性というところにおいては、私はできれば公開承認施設である施設は、登録あるいは指定施設であるべきだという観点で整合性は取っていく方向が望ましいと思っています。

あと、文化財保護法とのところで、博物館にインセンティブが与えられるのかということについては、文化庁さんからの説明の中にある措置は、正直いうと美術館のインセンティブが多いと感じます。これは現状の文化庁さんの立ち位置からすれば至極当然なんだろうと思うんですけど、今回の登録制度の中で、館種横断的に、水族館や動物園とか植物園も含めて、どんどん登録博物館制度のお仲間になっていただきたいというキャンペーンを広げていく上では、それぞれの館種特有のインセンティブも検討が必要なのかなと思っています、この辺は館種団体ともディスカッションを深めていく中で考慮されていくべきではないかと感じているところです。

それから、島谷さんからコメントがあった国家補償については、私も美術品の国家補償制度についてはちょっとお手伝いしたことがあるんですけど、いみじくも島谷さんがおっしゃったように、本当に1%に満たない施設のためにつくられている制度であるというのが実態だと思っているんですけど、ただ、根底にある考え方は非常に真っ当で、これは制度設計によっては、例えば、登録あるいは指定の施設についてのインセンティブにつながる可能性は十分あると思っていますところです。50億円以上という壁がどういうふうにかこれから検討が進むのかというのはなかなか難しいところもあろうかと思うんですけど、今後の検討に期待したいと思います。

それから、館種から言えば、水族館や動物園系もそうなんですけど、同じ登録文化財でも、登録民俗文化財も含めて、歴史系の、地域には欠かせない、未来に残すべき貴重な文化財としての民俗資料であるとか歴史資料について、それを登録化していくという動きは、登録文化財制度そのものが持っているわけですから、その制度と地域における博物館の登録制度を、もうちょっとマッチングさせていくような知恵も出していけたらいいんじゃない

いかなというふうに感じているところです。

もう1点は、小林さんからの御質問で、井上さんがお答えいただいた施設整備の補助については、結果はともかく今までのプロセスの中で、平成8年に施設補助について、博物館に対する補助金が一般財源化されたことは、博物館に対するインセンティブが低減した要因の1つにはなっていて、日博協もそれに反対した経緯がありました。一方でおっしゃるように地方自治の流れはあるわけで、現状を踏まえて何か改善策はないのかなと考えたときに、地方交付税等の使い道も考えながら、登録と指定施設等へのインセンティブとマッチングできる部分はあるのかなのかというような検討も、必要性はあるのかなというふう感じたところです。

以上です。

【島谷部会長】 どうもありがとうございました。

ほかの先生方、何か御意見。佐々木さん、お願いします。原さん、じゃあ後で、すみません。まず佐々木さんから。

【佐々木委員】 すみません、じゃあちょっと手短に。メリットですね。インセンティブについて整理していただいて、以前の検討で、登録になった場合、各館種に関わる規制の緩和というか優遇というか、例えば水族館で生き物を扱うときの扱い方とか、館種特有の事情もあって、こうなるといいなというのが幾つか出ていたと思うんです。なので、そのあたり関係省庁との調整が大変なんだと思うんですけれども、それでも1つずつ潰していくと現場は助かるという場面が多くあると思いますので、1つずつ積み上げていただくとありがたいかなというふう感じております。

あと、登録指定に関して、認知していこうという方向は大事かなと思っておりますが、これを認知していくときに、登録だ指定だという違いを言い募ってもあまり意味はないのかなと思ひまして、前にも発言もしましたけれども、もし何か1つの名称をつけるのであれば、日本ミュージアムなのか何か分かりませんが、そちらをどんどん打ち出して、そこに分かりやすい信用保証があるという、そういうキャンペーンになっていけばいいのかなというふうに感じました。

以上でございます。

【島谷部会長】 ありがとうございます。

じゃ、原さん、続いてお願いいたします。

【原委員】 原です。よろしく申し上げます。

私、ちゃんと理解してなかったのかもしれないのですが、先ほどのデジタル・アーカイブ化に関しても、何らかのインセンティブを与えるような何かプロジェクトを考えていらっしゃるといふふうに理解していいでしょうか。文化庁さんへの御質問をさせていただければと思います。

2番目は、私、もう一つ理解してなかったのかもしれないのですが、登録博物館の数って地方交付税の算定根拠になっているのですか。重要文化財とか国宝とか史跡は算定根拠になっていて、指定されると、いくらか自治体が潤っていくので自治という気持ちになってきます。東京都は地方交付税もらってない団体なので、何を言ってもしょうがないのかもしれないのですが、登録博物館が増えるということによっての地方交付税算定根拠になると、やはり自治意識が少し向上していくのではないかなと思っているのです。その辺は今どうなっているのか、事実関係を教えていただければと思います。よろしくお願いします。

【井上戦略官】 井上です。まず、佐々木先生のお話からなんですけれども、それぞれの館種の規制につきましては、今実は私どもの方で、特に広がった設置主体、企業立でございまして福祉団体とか、そういうところについて個別にヒアリングをテレビ会議でやっております。その中で、水族館でございまして動物園とか、細々としたこういうふうなところを変えてほしいというような、今まで聞いてなかったようなお話を聞きましたので、今後、主に環境省とかになってくるんですが、できるものから着手していきたいと思っております。

次に、デジタル化についてのインセンティブでございます。実は現在やっております、ページでいうと約15ページのInnovate MUSEUM事業、先ほど言いました博物館機能強化事業のうちの研修等を除いたうちの約3億円を、地域と課題対応支援事業(500万円上限)と、ネットワークの形成による広域等課題対応支援事業(2,000万円上限)ということで配付しておりますが、これの中にもデジタル技術等の活用を用いた鑑賞とか、デジタル・アーカイブやコンテンツとの連携共有による課題対応ということが可能となっております。ある意味、これがインセンティブになっております。そういう意味で私どもとしては、これを何とか約70年ぶりの法改正ということを機に、今後、概算要求等を通じまして充実できないかということ、引き続き検討していきたいと思っております。

最後に地方交付税の話でございますが、地方交付税の算定基礎に入れるというのは、私どもとしても非常に重要だと思っております。地方交付税、もちろん地方自治体が自由に

使える自主的な財源でございますので、何に使ってもかまわないということは承知しておるところでございますが、その単位の中で、博物館の経費というのが盛り込まれるというのは私どもとしては非常に重要だと考えていまして、現在のところ、都道府県立の博物館については、普通交付税の単位費用の中に積算をされております。これについても、今回、デジタル・アーカイブ等々新たな事業として、大まかな事業ということではありますが、今回追加されましたので、また国会でも地方財源等についても要望した方がいいのではないかというような質疑等もございましたので、それを踏まえて要望していきたいと思っております。

また、市町村立につきましては、特別交付税におきまして、登録博物館を有している場合には、特別交付税の算定として考慮するという事になっていたと思っております。これについてもあわせて、今後行います政府内での地方財政措置要望におきまして、私どもとして充実を図れるよう要望していくことを検討していきたいと思っております。

以上です。

【島谷部会長】 どうもありがとうございました。

浜田委員、お願いいたします。

【浜田部会長代理】 登録指定に関してのインセンティブに関しましては、事務局の御尽力をお願いするしかないところが多いと思うのですが、これまでの論議の中で、例えば、先ほど半田委員がおっしゃったように、ほとんどが美術館の法制度上の措置となっておりますが、例えば、動物園や水族館の関心のあるところで言うと、希少野生動植物種の個体譲渡に関する規制緩和ですとか、あるいは全ての博物館に係ると思っておりますが、著作権の複製権の話題なども出てきたと思っておりますが、そういうものについても今後、メリット化できるかどうかということなど、あるいは今、他の省庁とほかのインセンティブについても調整がされていると思っておりますが、可能な範囲内で、その辺を少しお知らせいただけるとありがたいなと思われました。

以上です。

【島谷部会長】 ありがとうございました。

様々な意見を頂戴して、まだ続けていきたいんですけど、予定されている時間になりましたので、ここまでにしたいと思います。

委員の皆様におかれましては、本当にいろんな立場からの意見を頂きまして、感謝申し上げます。御指摘を頂いた点につきましては、事務局において修正、検討の上、最終的な

決定は部会長に一任させていただきたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【島谷部会長】 多くの方にうなずいていただきましたので、そのようにさせていただきますと思います。

それでは、時間となりましたので、本日の議論は以上といたします。

最後に事務局から、連絡事項があればお願いいたします。

【三木補佐】 失礼いたします。オンラインで、途中マイクの不都合がありまして失礼いたしました。もし途中聞こえなかったとか、都合がありましたらお知らせいただければと思っております。

そして、議題の1つ目に関してはまた改めてということですが、2つ目に関しては、また前回同様、別途修正した案を御連絡させていただきます。

次回の日程につきましては、また別途調整させていただいて、お知らせをさせていただきますと思いますが、7月の終わりの方になるのではないかと、今のところ考えております。

以上でございます。

【島谷部会長】 どうもありがとうございました。

それでは、第4期第2回の博物館部会を閉会いたします。重ねて、本日は皆さん、御協力ありがとうございました。

— 了 —